

健康、安全等に関する参考資料

安全に関わる資質・能力の育成について

学校安全の意義

■ 三段階の危機管理に対応した安全管理と安全教育

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

事前の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切にかつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える

発生時の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発の防止を図る

事後の危機管理

■ 学校安全の三領域

生活安全 → 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

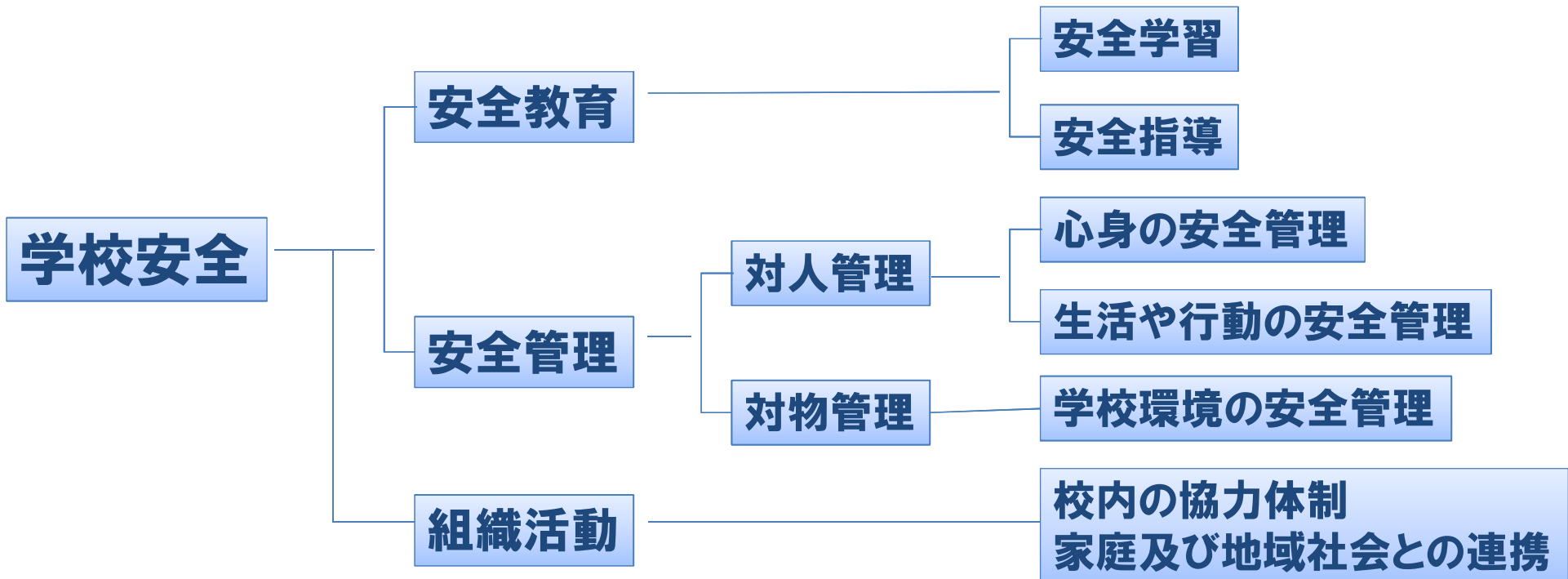
交通安全 → 様々な交通場面における危険と安全

災害安全 → 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

学校安全の考え方とその内容

学校安全は、「**安全教育**」と「**安全管理**」、そして両者の活動を円滑に進めるための「**組織活動**」の三つの主要な活動から構成されている。

【学校安全の構造】



【安全教育の目標】

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、**生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う**とともに、**進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献**できるような資質や能力を養うことにある。

ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

教育課程における安全教育

安全教育

安全学習

○体育科の保健領域、保健体育科の「保健分野」「科目保健」における安全に関する学習

○関連教科における安全に関する学習

○「総合的な学習の時間」における安全に関する学習

○自立活動における安全に関する学習

安全指導

○学級活動・ホームルーム活動における安全指導

○学校行事等における安全指導

○児童会活動、生徒会活動、クラブ活動における安全指導

○部活動等の課外における安全指導

○日常の学校生活における安全指導

『「生きる」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省)

「学校安全の推進に関する計画」(＝今後の学校安全の方向性)

【学校における安全教育】

- 安全に関する知識、行動する力が課題
- 指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理

安全教育の充実

- ・安全に関する知識とともに行動する態度の視点
- ・指導時間の確保、より効果的な教育手法導入
- ・東日本大震災の教訓を踏まえた安全教育

【学校における安全管理】

- 学校管理下の事故は増加傾向
- 不審者侵入、交通事故への対応
- 東日本大震災を踏まえた自然災害への対応

学校安全体制整備

- ・学校内の安全体制の確立(施設設備・組織)
- ・家庭や地域と連携した安全体制の整備

「自立」「協働」
「創造」

第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方に示されたキーワード

【より実証的な学校安全施策の推進】

- セーフティプロモーションの考えに基づいた施策展開
- ・事件・事故災害に関する情報収集体制の整備充実
- ・実証的な安全管理につなげる分析調査機能の強化
- ・優れた取組事例 (ISS) などの推奨

○負傷
減少傾向

○死亡
ゼロとなるよう最大限
努力

総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進

*セーフティプロモーション：1989年9月にWHOから提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。

*ISS: WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連動した認証活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

○ 研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

3. 安全教育の評価

- 安全に対する意識・態度を評価する指標作り
- 学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等を検討

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

4. 安全教育を行う上での環境整備 : 安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討

次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとめりや系統性、中核となる教科等を位置づけることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題について検討。

総合的な学習における防災を含む安全に関する探究的な学習 【中学生の事例】

- ・日常生活に生かせるようパンフレット、ポスターなどにまとめ、家庭、地域に配布
- ・自分たちで考えた安全・災害対策の提案
- ・被災地等とICTを活用した情報共有・実践交流

まとめ・表現

課題の設定

- ・国内での災害、事故、犯罪発生状況などについて課題を設定
- ・地域の安全対策、防災対策について課題を設定
- ・発災後の必要な支援は何か、できることは何か課題を設定

情報の収集

整理・分析

- ・自分一人でできること、地域の一員として協働で取り組むことなどの観点からの整理・分析
- ・調べた内容をマップなどに整理・分析し、事実や関係を把握する

- ・メディア、インターネットを活用した情報の収集
- ・地域フィールドワークによる情報の収集
- ・災害に対する日頃の備えについて地域住民からの聞き取り

特別活動における防災を含む安全に関する実践的な学習 【小学校の事例】

地震の揺れから自分の身を守る方法を考える

【事前指導】

問題意識をもつ

・児童生徒、保護者に防災を含む安全に関するアンケート等を実施

・地震が起きた際の行動についてのアンケートを実施（不安に思っていること）

【課題の把握】

つかむ

・問題意識の共有化を図る（アンケート調査結果の活用）

・アンケート結果から、個々が持っている不安や課題を共有する

【原因の追究】

さぐる

・原因を整理し、解決に向けての方向性を明確化する

・実際に地震が発生した際の状況について考える

【解決方法を考える】

見付ける

・話し合い活動を通し解決方法を考える

・様々な場所での避難について話し合う（身を守る方法）

【目標の自己決定】

決める

・自分が実行すべき行動を自己決定する

・地震が起きた時に備えて、日頃からしておくことを決める

【事後指導】

実行する

・設定した目標の実現に向け、実行する
・自己決定した内容について実施状況を振り返る
・避難訓練等で実際の行動を振り返り、次の課題を明らかにする

教育研究開発(研究開発学校)

【概要】

教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、研究校を募集・指定し、現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法についての研究開発を行う。

都道府県	学校名	テーマ	研究開発の概要
宮城県	仙台市立七郷小学校	防災・安全教育	東日本大震災の教訓や体験を基に、防災教育学校を中心とした安全教育を独立した領域として創設し、児童が生涯にわたって自助と共助の意識をもって行動していく防災対応力や、危険を予測し回避する力、安全な社会づくりに貢献する心等を育む教育課程の研究開発を行う。
東京都	日野市立平山小学校	防災・安全教育	防災を中心とした安全教育に関連する指導小学校内容を統合・再編成して、未来へ生き抜く力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、主体的・協働的・創造的に行動する態度を育成するための学びの変革を図り、新たな教科等の枠組みを構築する研究開発を行う。



防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業

28年度予算額(案): 224,822千円

趣旨・事業イメージ

我が国においては、東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、さらには、学校内外において不審者による子供の安全を脅かす事件などが数多く発生している。

- 児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせる**安全教育の充実**
- 児童生徒等の生活の場である学校の**安全管理体制の充実**

} が求められている。

◆教育手法の開発

- 地域の災害リスク(地震・原子力・火山・土砂災害等)に応じた、緊急地震速報等の各種情報ツールを活用した避難訓練の実施
- AEDを含む心肺蘇生等に関する教育・訓練の推進
- 交通安全の意識や技能を高める教育手法の開発・推進
- 防犯を含む生活上の安全に関する教育手法の開発・推進
- 関係省庁(機関)が行う安全に関する取組と連携した教育手法の開発・推進

◆ボランティア活動の推進・支援

- 児童生徒の被災地へのボランティア活動派遣の推進
- 地域の災害発生区域での支援活動

◆学校の安全管理体制の充実

- 通学路合同点検等、登下校時の安全を確保する体制・システムの構築
- セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考に地域の学校安全関係者(有資格者等)、関係機関及び団体との連携・協力
- PDCAサイクルに基づく学校安全計画の評価と次年度計画への反映・実践



都道府県教育委員会等
(実践地域・学校の指定)

専門家等アドバイザーの
指導・助言

文部科学省

優良な取組を行う学校・地域の実践事例収集

成果発表会の開催等による普及

ポータルサイト等を活用した全国での情報共有

成果

- 優良な実践事例の学校及び学校の設置者による共有
- 全国的な防災教育を中心とした安全教育の質の向上
- 学校及び地方公共団体等による取組の増加

食育に関わる資質・能力の育成について

食育推進基本計画

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針や目標、食育推進活動等の総合的な促進等について、食育推進基本計画を作成

【第2次食育推進基本計画】(平成23～27年度)

・「周知」から「実践」へ

- ・重点課題①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

・目標値

○ 朝食を欠食する子供の割合

4. 1%(12年度) → 1. 5%(22年度) → 0%(27年度)

【目標】

○ 学校給食における地場産物の活用割合

21. 2%(16年度) → 25. 8%(25年度) → 30%以上(27年度)

○ 学校給食における国産食材の活用割合(平成25年12月追加)

77%(24年度) → 77%(25年度) → 80%以上(27年度)

学習指導要領に基づく指導の充実

1 学習指導要領総則における記述

第1 教育課程編成の一般方針

3. 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。**特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。**また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

2 主な各教科等における記述

① 小学校家庭科、中学校技術・家庭科家庭分野

食に関する指導については、家庭科(技術・家庭科)の特質を生かして、食育の充実に資するよう配慮すること

② 小学校体育科保健領域、中学校保健体育科保健分野、高等学校保健体育科「保健」、食事、運動、休養及び睡眠(高等学校においては食品衛生活動を含む。)

食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮する

③ 小・中学校特別活動

食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

食に関する指導の内容の充実

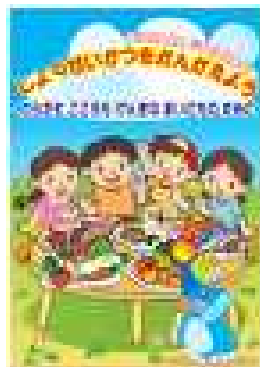
○学習指導要領における食育に関する記述の充実(平成20年改訂)

- ・ 学校における体育・健康に関する指導に、新たに「学校における食育の推進」という概念を明確に位置づけ
- ・ 関係各教科(家庭科、保健体育等)において、食に関する指導の記述を充実
- ・ 小学校は23年度、中学校は24年度から全面实施

○「食に関する指導の手引」を改訂



○児童生徒向けの食生活学習教材、指導参考資料を作成、配布



学校給食における食物アレルギー対応

1. 食物アレルギー対応のための資料等の作成(平成26年度)

◇学校給食関係者向けの指針

学校や調理場での食物アレルギー対応を行うに当たって、特に給食関係者が押さえるべき考え方や留意すべき事項等を具体的に示した対応指針を作成

◇ガイドラインの要約版(日本学校保健会(監修:文部科学省))

平成20年「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の要約版として、緊急時の対応を含めて、教職員が容易に理解しやすい、すぐ見てすぐ使える図解入りの簡潔な資料を作成

◇研修用DVD(日本学校保健会(監修:文部科学省))

校内研修や行政が開催する各研修会の充実に資するよう、研修用教材(DVD)を作成

2. 周知・徹底

◇「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」による周知

○平成22年度から全国6か所を対象に講習会を実施

※平成26年度は、特に学校管理職の参加を促すとともに、開催地を全国6か所から10か所に拡大した上で開催

○平成27年度開催地

山梨(7/31)、茨城(8/21)、福岡(8/28)、岩手(9/4)、長野(9/11)、新潟(10/9)、青森(10/16)、広島(11/13)、長崎(11/17)、東京(1/25)で開催予定

◇その他、各種会議、研修会等における行政説明による周知

3. フォローアップ点検

◇地方自治体、学校における食物アレルギー対応取組状況について、継続的なフォローアップを実施

食育の先進的な取組(スーパー食育スクール)

先進的な食育の取組を行う 主なテーマと取組事例

食と健康

発達段階に応じた食育の実施と小児生活習慣病の診断との関連について検証

食文化

和食推進による教育効果の分析を行い、食文化への関心・理解度の関連について評価・検証

食とスポーツ

食育指導及び食生活改善の実施と体力向上との関連について検証

食と学力

評価指標「毎日朝食を摂る児童の割合」「朝食の栄養バランス」「家族と一緒に食事をする児童の割合」と学力向上の成果について評価し、食育との関連について検証

地産地消

地域での職場体験(菜園での農作業、収穫物の加工、加工品の販売)を生かした食育の実践と体力・学力との関連について検証

地域や関係機関との連携による取組の充実と科学的データに基づく検証によるエビデンスが出せることを重視

平成26年度指定校:33事業(42校)【小学校26校、中学校8校、高等学校5校、中高一貫校3校】

平成27年度指定校:30事業(35校)【小学校19校、中学校7校、高等学校6校、中高一貫校3校】

スーパー食育スクールの成果を分かり易く示し、普及啓発することで食育のより一層の充実を図る

心身の健康の保持増進に関する指導の資 質・能力の育成について

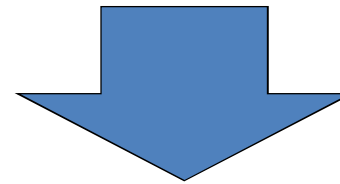
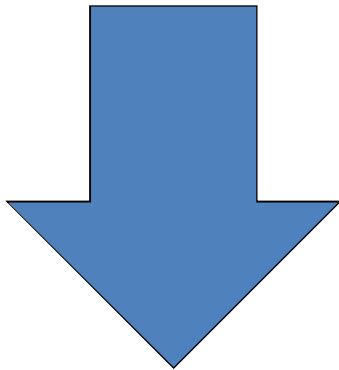
保健学習と保健指導

保健学習

- 知識体系に基づいた教科
- 全国の学校で共通の指導内容

保健指導

- なすことによって学ぶ領域
- 学級や学校で指導内容を決定



実生活での自己決定

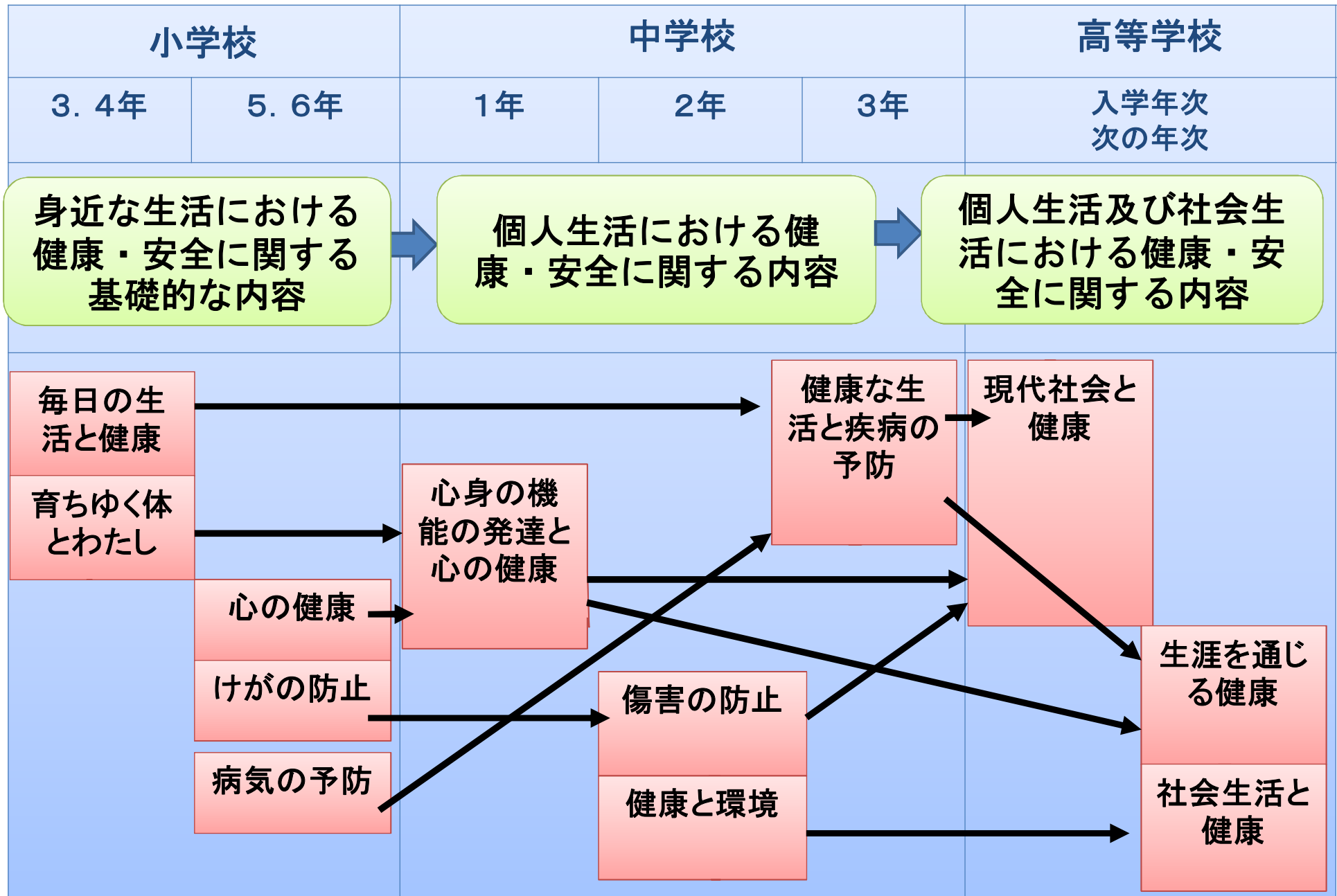
生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成

保健指導・保健学習の目標、内容等の概略

	個別の保健指導	特別活動における保健指導	保 健 学 習
領 域	個別指導（小グループ含む）	授業等（学級活動・児童生徒会活動・学校行事等）集団指導	授業
位 置 付 け	学校保健安全法	学習指導要領	学習指導要領
目 標	個々の児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度の育成を図る。	各活動のねらいに沿って実施	学習指導要領のねらいに沿って実施
内 容	日常生活における個々の児童生徒の心身の健康問題	児童生徒が共通して当面する現在及び将来にかかわる諸課題に対応する健康安全に関する内容	学習指導要領に示されている指導内容（全国共通）
指導の機会	教育活動全体	学級活動、児童生徒会活動、学校行事 等	体育科・保健体育科の授業
進め方	発達段階及び個人差に応じて指導する。	学校の実態等に応じて、発達段階に即して取り扱う内容、時間を選定し、計画的に実施する。	学習指導要領に示されている指導時間
指導者	養護教諭、学級担任等、栄養教諭・学校栄養職員、学校医等	学級担任等、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医等	学級担任（小学校）等、教科担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等

* 「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」 文部科学省 平成23年8月一部改編

保健の学習内容について



- 小学校特別活動〔学級活動〕

- 〔共通事項〕

- (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全
カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

- 中学校特別活動〔学級活動〕

- (2) 適応と成長及び健康安全

- キ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

- 高等学校特別活動〔ホームルーム活動〕

- (2) 適応と成長及び健康安全

- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立

生活上の課題をどう授業にするの？

例えば「正しい姿勢の指導」を例に

手... 真実の観点を踏まえた学習態度と望ましい学習態の形成

題材「バランスのよい食事」(3学年)を例に

日常生活上の課題は、授業時にどう授業の題材として活用し、指導する
 のか検討する。その際、以下のような点に留意して検討することが大切である。
 ① 当該課題が学習指導要領に示す、特に重要な事項に該当するかどうか
 ② 当該課題が、学習指導要領に示す、特に重要な事項に該当するかどうか
 ③ 当該課題が、学習指導要領に示す、特に重要な事項に該当するかどうか

自分の生活を
もっとよくしたい



学習指導要領



授業例

【望ましい学習態度の形成】

題材：すてきな食事

1. どのような食生活が健康に良いかを知る。
2. どのような食生活を心がけるべきかを知る。
3. どのような食生活を心がけるべきかを知る。
4. どのような食生活を心がけるべきかを知る。

1/2 バランスのよい食事

食生活の改善を促すための授業

食生活の改善を促すための授業

食生活の改善を促すための授業

食生活の改善を促すための授業

自分の生活を
もっとよくしたい

1. 課題を追究し、解決方法を考える。

2. 課題の重要性を再認識し、解決に向けて意欲を高める。

3. 解決方法を話し合い、自分たちで決める。

4. 個人目標を設定し、達成に向けて、具体的な計画を立てさせる。

5. 決めたことを実行し、達成に向けて努力させる。

6. 達成状況を振り返り、学習態度や学習態度の形成を促す。